

国民健康保険の届出

就職や退職等に伴い、職場の健康保険へ加入したり抜けたりした方は、国民健康保険の手続きが必要となります。

また、進学に伴い、親元を離れて下宿するときも、手続きが必要な場合があります。

いずれの場合も、市民課国保年金班もしくは白里出張所で手続きをしてください。

詳細は問い合わせください。
◇職場の健康保険から抜けたとき(国保へ入る手続き)
▼必要なもの健康保険の資格喪失証明書

▼手続きできる方本人もしくは同一世帯の方
◇職場の健康保険に加入したとき(国保を抜ける手続き)
▼必要なもの国民健康保険証、加入した健康保険の保険証
▼手続きできる方本人もしくは同一世帯の方

狂犬病予防法に基づく飼い犬の登録と狂犬病予防注射

生後91日以上の犬を飼っている方は、狂犬病予防法により、生涯に1回の飼い犬の登録と、1年に1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。

登録がお済みでない方、狂犬病予防注射を受けさせていない方は、次の手続きを行ってください(それぞれ別表の手数料が必要です)。

また、飼い主が変わった場合や、住所が変更になった場合など、届出事項に変更が生じたときや、飼い犬が死亡したときは、登録事項変更の届出や登録抹消の届出が必要となりますので、お忘れのないようお願いします。

◇飼い犬を新規に登録するとき
犬の生涯に1度だけの手続きです。生後91日以上経過したら、地域づくり課窓口にて、「犬の登録申請書」を提出して、「鑑札」の交付手続きを行ってください。

◇狂犬病予防注射を受けたとき
1年に1回必要な手続きです。

〈別表：手数料一覧表〉

種類	金額
犬の登録手数料	1頭につき 3,000円
注射済票交付手数料	1件につき 550円
鑑札再交付手数料	1件につき 1,600円
注射済票再交付手数料	1件につき 340円
犬の登録抹消届 登録事項変更届	手数料はかかりません

で届出をしている方も、年度ごとに手続きが必要です。
(その他)
・手続きの際には、該当者全員分のマイナンバーがわかるものと、届出者の本人確認ができるもの(運転免許証等)が必要です。

・本人もしくは同一世帯の方以外が届出を行う場合、委任状が必要となります。
・4月は市役所の窓口が大変混み合います。時間に余裕をもってお越しください(例年午前比べて午後の方が待ち時間が比較的短い傾向があります)。

▼必要なもの
●在学証明書
●保険証が引き続き使用できるようになります。また、現在する

かかりつけの動物病院などで狂犬病予防注射を受けて、発行される「注射済証」をお持ちの上、地域づくり課窓口にて「注射済票交付申請書」を提出して、「注射済票」の交付手続きを行ってください。

※狂犬病予防注射は3月2日以降に接種すると、平成28年度の注射済票交付となります。
◇飼い犬が死亡したときなど
飼い犬が死亡したときは、亡くなった犬の「鑑札」をお持ちの上、地域づくり課窓口にて「犬の登録抹消届」を提出してください。

飼い主の変更や、住所変更があったときなどは、地域づくり課窓口にて「犬の登録事項変更届」を提出してください。

現在、市では直近3年の狂犬病予防注射状況を確認できない飼い主の方に「登録状況調査」を実施しています。
関地域づくり課環境対策班
☎(70)0386

特定健康診査(国保)・健康診査(後期)をまだ受診されていない方 大網病院で、個別受診できます

▼対象者
●平成27年4月1日時点で、国民健康保険または受診日に後期高齢者医療制度に加入している方
③受診終了後、病院へ一部負担金を支払う。
※個別健診と大腸がん検診、肺がん・結核検診、前立腺がん検診を併せて受診することができます

①大網病院に予約の連絡をする。
※祝日を除く(月)～(金)8時30分～17時
②受診の当日、健診受診票、保険証、一部負担金を持参し、健診を受ける。

③受診終了後、病院へ一部負担金を支払う。
※個別健診と大腸がん検診、肺がん・結核検診、前立腺がん検診を併せて受診することができます

④大網国保大網病院地域医療連携室
☎(70)1082

浄化槽の設置と維持管理

▼浄化槽を設置する前に別表の届出が必要
▼設置工事は専門の業者に頼みましょう

千葉県に登録した専門の業者にて「浄化槽設置申請書」を提出して、「浄化槽設置許可書」の交付を受け、設置工事を行います。

▼悪臭や水質汚濁を防ぎ、快適な周辺環境を維持するために、次の取り組みをお願いします。

①法令に基づく保守点検が必要
・千葉県に登録した専門の業者に保守点検を頼みましょう。
・保守点検後作成された報告書(保守点検記録票)は3年間保存しなければなりません。

②法令に基づく定期的な清掃が必要
・山武都市広域行政組合管理者の許可を受けた業者へ年1回以上清掃を頼みましょう。

③法定検査が必要
・浄化槽の設置工事や保守点検および清掃が適正に行われているか、県の指定検査機関(公社)千葉県浄化槽検査センターが検査します。

・使用開始後3ヵ月～8ヵ月の間に第7条に基づく検査を受けなければなりません。
・第7条検査受検後、第11条に基づく検査を毎年受けなければなりません。

関地域づくり課環境対策班
☎(70)0386

〈別表〉

届出の種類	提出時期等
浄化槽設置(建築確認を伴う)	建築確認審査機関等へ提出する書類に含まれています。
浄化槽設置(建築確認を伴わない)	着工予定日の12日以上前に設置届等を提出
浄化槽使用開始報告書	使用開始後30日以内に提出。郵送可
浄化槽使用廃止届	廃止後30日以内に提出。郵送可
浄化槽管理者変更報告書	管理者(持ち主)が変わってから30日以内に提出。郵送可

※補助金については、必ず事前に問い合わせください



高齢者の相談窓口 地域包括支援センターだより ご存知ですか 若年性認知症

認知症と聞いて、どんなイメージを持ちますか。高齢者に多い病気と思われがちですが、「若年性認知症」と言われる65歳未満の人が発症するケースもあります。これは男性に多く発症率は10万人当たり47.6人で推定患者数は37,750人となっています。

症例数が少なく、家族や周囲の人が若年性認知症と気付かないこともあります。

症状としては、意欲低下からの物忘れや怒りやすくなるなどの症状が、うつ病の初期症状と似ているため、認知症と気付にくい場合があります。認知症のテストやMRIなどで診断はできますが、高齢者より進行が速いため、発見が遅れると症状が深刻化していることもあります。働き盛りや子育て中の人が発症すると仕事や家庭に大きな影響を与えてしまうことも特徴です。本人

や子どもへの告知、職場への相談など生活を続ける上で問題は多く、悩みや不安を抱え込んでしまいがちです。

若年性認知症は、介護保険制度や福祉サービスが利用できます。若くて体力がある分、就労や社会参加への自立支援も大切です。最近おかしな、変だなと感じたら、まずは産業医や専門医療機関へ相談ください。

◎高齢者の相談窓口として各種相談を受け付けています。自宅等に訪問することもできますのでお気軽にご相談ください。

関地域包括支援センター
☎(70)0439 FAX(70)1093
在宅介護支援センターおおあみ
緑の里 ☎(73)5146
在宅介護支援センター杜の街
☎(70)1666

相談・連絡先

・人槽算定の相談
山武土木事務所建築宅地課
☎(54)1133

・各書類の提出先
山武地域振興事務所
☎(55)3862

・補助金の申請
市地域づくり課
☎(70)0386

・設置工事に関する事
設置工事に関する事
☎(70)0386

・保守点検・清掃に関する事
保守点検・清掃に関する事
☎(70)0386

・法定検査に関する事
法定検査に関する事
☎(70)0386

関地域づくり課環境対策班
☎(70)0386

ねんきんナビ

人生の節目には年金の届出を忘れずに

就職や、退職、結婚など人生の節目には年金の届出が必要です。

届出を忘れると、将来受け取る年金が少なくなったり、受給できなくなったりする場合があります。

次のようなときは必ず届出をしてください。

- ・20歳になったとき(厚生年金や共済組合に加入していない方)
- ・退職したとき
- ・サラリーマンに扶養されている配偶者(国民年金第3号被保険者)が扶養

から外れたとき(または、サラリーマンが65歳になったときの配偶者)

なお、就職したときやサラリーマンの配偶者として扶養に入り国民年金第3号被保険者に該当するときは、勤務先で手続きをしてください。

◇保険料の改正

平成28年4月から平成29年3月までの国民年金保険料は1ヵ月16,260円となります。

4月からの納付書は、4月中旬ごろに日本年金機構から郵送される予定です。

関千葉年金事務所
☎043(242)6320
市民課国保年金班 ☎(70)0334